

## 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面、手数料等に関する書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読み下さい。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当金庫は、当ファンドの販売会社（信金中央金庫の取次販売会社）として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行っております。

### 当金庫が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当金庫が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 33 条の 2 の規定に基づく登録金融機関業務であり、当金庫において投資信託のお取引や振替を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、投信取引口座および振替決済口座を開設していただく必要があります。
- ・ ご注文は、当金庫が定めた取扱時間内に行ってください。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、募集買付または解約、買取の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただくため、当金庫で定める申込書をご提出いただきます。これらの事項を明示していただかなかったときは、お取引ができない場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（累積投資報告書、取引報告書など）をお客様に交付いたします。
- ・ また、お取引が成立した後、お客様の投資信託の残高等を確認いただくため、法令等の定めるところにより定期的に取引残高報告書を郵送いたします。
- ・ 契約締結時交付書面および取引残高報告書の内容は必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに書面等に記載の管理責任者へ直接ご連絡下さい。

### 当金庫の概要

商号等	アルプス中央信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 251 号
本店所在地	〒396-8611 長野県伊那市荒井 3438 番地 1
加入協会	加入協会なし
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本部総合企画部（9 時～17 時、電話：フリーダイヤル 0120-173017）またはお取引のある支店若しくは本部コンプライアンス室（9 時～17 時、電話：フリーダイヤル 0120-173017）までお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室若しくは全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）

までお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは東京三弁護士会にお問合せください。

出 資 金	10 億円（平成 26 年 3 月 31 日現在）
主 な 事 業	信用金庫業
設 立 年 月	昭和 26 年 6 月
連 絡 先	フリーダイヤル 0120-173017 又はお取引のある本支店にご連絡下さい。